

外貨定期預金にかかる外国為替予約取引規定

1. 定義

この規定にいう為替予約とは、合意により予め定めた一定時期（期間の場合も含めて、以下「予約期日」といいます。）に一定の外国為替相場により異なる2種類の通貨を売買する取引をいいます。

2. 適用範囲

この規定は、当行所定の外貨定期預金（以下「この預金」といいます。）を預入れるときに預金者（この規定による為替予約を申込み者をいいます。以下同じです。）が当行に当該外国通貨以外の通貨を支払い、当該外国通貨を当行が売却する為替予約（以下「預入時為替予約」といいます。）、この預金を満期日に解約したときの税引後の元利金相当の当該外国通貨を満期日に当行が預金者から買入し、当該外国通貨以外の通貨を預金者に支払う為替予約（以下「満期時為替予約」といいます。）、および為替予約の付帯したこの預金の取扱について、適用されるものとし、なお、この規定に定めのない事項については、「外貨預金共通規定」および当該外貨定期預金の規定により取扱います。

3. 預入時為替予約

(1) 預入時為替予約を申込みときは、預金者はその為替予約にかかるこの預金の申込みも同時に行うものとし、この預金の預入日の前々営業日または前営業日において、預金者が預入時為替予約の申込みを行い当行がこれに合意することにより成立するものとし、なお、預金者は預入時為替予約を申込みときは、当行所定の書面を提出するものとし、

(2) 預入時為替予約の予約金額・予約期日は、この預金の預入金額・預入日に、それぞれ一致させるものとし、

(3) 預入時為替予約が成立した後は、この預金の申込の取消はできません。ただし、当行がやむをえないものと認めてこの預金の申込の取消に応じたときは、預入時為替予約は解約されるものとし、

4. 満期時為替予約

(1) 満期時為替予約は、この預金が満期日自動解約の取扱の場合にかぎり申込みことができるものとし、この預金の預入日から満期日の前営業日までにおいて、預金者が満期時為替予約の申込みを行い当行がこれに合意することにより成立するものとし、なお、預金者は満期時為替予約を申込みときは、当行所定の書面を提出するものとし、

(2) 満期時為替予約の予約金額・予約期日は、この預金の利子課税差引後の満期元利金額・満期日に、それぞれ一致させるものとし、

(3) この預金が満期日自動解約の取扱以外の場合にもかかわらず満期時為替予約が成立したときは、この預金は満期日自動解約の取扱に当然に変更されるものとし、

(4) 満期時為替予約が成立した後は、この預金の満期日の元利金取扱方法について、次の変更はできません。

A 満期日自動解約の取扱方法の変更

B 受取外国通貨の変更

(5) 満期時為替予約が成立した後は、この預金の満期日前の解約はできません。ただし、当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合は、この預金の解約時に満期時為替予約は解約されるものとします。

5. 手数料等

為替予約が成立したときは、預金者は為替予約にかかる当行所定の手数料、費用等支払うものとします。

6. 為替予約の履行

為替予約は、予約期日に履行するものとします。

7. 為替予約の取消、変更、解約、流用の禁止

(1) 為替予約が成立した後は、為替予約の取消、変更、解約はできません。また、この預金の預入れまたは満期日解約以外の取引に流用することはできません。

(2) 前記(1)にかかわらず為替予約の取消、変更または解約を依頼するときは、預金者は書面により依頼するものとします。

8. 為替予約の解除

(1) 預金者について、次の①から④までの事由が一つでも生じた場合には、当行からの催告・通知等がなくても、預金者とのいっさいの為替予約は当然解除されたものとします。

①支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③当該申込者またはその保証人の預金その他の当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。

④預入時為替予約の予約期日に、預金者から当行に支払われるべき通貨の支払がなかったとき。

(2) 預金者について、次の①から④までの事由が一つでも生じた場合には、当行は通知によって預金者とのいっさいの為替予約を解除できるものとします。

①当行に対する債務の一部でもその履行を遅滞したとき。

②担保の目的物について、差押または競売手続の開始があったとき。

③当行との取引約定に違反したとき。

④前記①から③までのほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと客観的に認められるとき。

(3) 住所変更の届出を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により前記(2)の通知が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに為替予約は解除されるものとします。

(4) 当行は当行の都合により、為替予約の全部または一部の解除の時期を変更することができるものとします。

9. 清算金等

(1) 前記3 (3)、4 (5) もしくは7 (2) において為替予約が取消、変更、解約された場合には、これによって生じた手数料、費用、清算金（当該為替予約が取消、変更、解約または解除された時点において、当行がこれと反対の為替予約をおこなった場合に生じる差損をいいます。）を、預金者は直ちに当行に支払うものとします。

(2) 前記8 (1) および (2) にもとづき為替予約が解除された場合も、前記 (1) と同様とします。ただし、清算金の計算については、当行による計算実行時の外国為替相場を適用するものとします。

10. 手数料等の差引計算

この規定に定めるいっさいの手数料・費用・清算金については、当行はこの預金の解約後の元利金から差引くことができるものとします。

11. 印鑑照合等

為替予約に関して使用された印影（または署名）を、この預金の届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 譲渡、質入れ等の禁止

この為替予約にもとづくいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。

13. この規定の変更等

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上